

別 紙

[指定管理者が行う業務の分類（市民ギャラリー）]

業務の範囲	業務の分類	業務の内容
美術に関する展覧会の開催に関する業務	運営業務 【指定管理業務】	1 展覧会開催業務
美術に関する講習会，研修会等の開催に関する業務	運営業務 【指定管理業務】	1 講習会，研修会等開催業務
美術作品の保管に関する業務	運営業務 【指定管理業務】	1 美術作品保管業務
美術に関する活動を行うための施設及び設備の提供に関する業務	運営業務 【指定管理業務】	1 施設及び設備等の貸出業務
市民ギャラリーの利用の許可に関する業務	運営業務 【指定管理業務】	1 利用受付業務
		2 利用許可業務
市民ギャラリーの使用料金収納に関する業務	運営業務 【非指定管理業務】	1 料金収納業務
その他市民ギャラリーの設置の目的を達成するために必要な業務	運営業務 【指定管理業務】	1 文化振興に関する業務
		2 文化芸術団体等に関する業務
		3 施設の利用促進及び広報活動業務
	自主事業 【非指定管理業務】	1 自主事業
共用部分（フリースペース，エントランスホール，共同作業室等）の運営に関する業務	※ 指定管理者が行う業務の分類（共用部分等）を参照	
市民ギャラリー，共用部分の施設及び設備の維持管理に関する業務		
その他市が施設の管理運営上必要と認める業務		